

第 4 回 O B D 検査システム・検査用スキャンツール技術連絡会（結果概要）

日 時：令和 7 年 1 月 2 3 日

場 所：（独）自動車技術総合機構 O B D 情報・技術センター

1. 検査用スキャンツールに係る型式試験等実施要領

従来の実施要領とは別に定める予定の検査用スキャンツールに係る型式試験等実施要領について概ね合意した。不足点を追記した最終案を作成し、発出に向け準備することとなった。

なお、当該実施要領に盛り込まれる事項であって、従来の扱いと異なる要点は以下の（1）～（3）までのとおり。

（1）簡易バージョン変更

- 検査用スキャンツールのドライバ又はファームウェアの変更であって、この変更が技術基準等への適合性に影響がない場合は、この旨を宣言し、従来の構造等変更試験に代えて簡易バージョン変更とできる。
- 簡易バージョン変更では構造等変更試験が省略される。

（2）改善措置

- 検査用スキャンツールが、設計又は製作の過程を原因として技術基準等に適合していない状態等にある場合、適合させるのに必要な改善措置を講じるときは、改善措置の届出を行う。
- ただし、O B D 検査が適正に実施できないような不具合であって、緊急に改善措置を講じる必要があるときは、この届出に先立ち改善措置を講じることが可能。

（3）製作・販売停止

- 検査用スキャンツールの製作又は販売をやめる場合、届出を行う。
- なお、製作・販売停止を行っても、サポート終了までは型式試験番号の取り消しはされない。

2. 検査用スキャンツールのサポート終了時の扱い

検査用スキャンツールのサポート終了時の扱いについては、別途ガイドラインを発出することとなった。

ガイドラインに盛り込まれる要点は以下のとおり。

- ユーザーに対するサポート終了の周知時期は原則 2 年前とする。
- 周知はホームページへの必要事項の掲載をもって行う。さらに、ホームページへの掲載に加え、可能な範囲でメール等による周知も行う。
- サポート終了を決定した場合は届出を行い、「検査用スキャンツール型式一覧表」にその旨が記載される。

3. 届出に先立ち行う緊急的な改善措置の事例の作成

緊急的な改善措置を要する具体的な事例について、引き続き検討を続けることとなった。

4. 特定DTC照会アプリのバージョンアップの周知

機構がツールメーカーに対して行う、特定DTC照会アプリのバージョンアップに係る情報提供ルールについて、以下の(1)～(5)までの点について合意した。

(1) VCIに関わる変更点の概要情報

- アップデートの5～6か月前に情報提供を行う。

(2) 動作検証のためのアプリ先行提供

- リリース遅延に繋がるため先行提供は行わない。

(3) 通信プロトコルの変化

- インターフェース仕様書を更新する必要がある場合は、ミドルウェアの改修を行う8か月前～14か月前までに、複数の自動車メーカーからの情報をまとめて提供する。

(4) J2534I/Fの変化点

- ミドルウェアの設計・仕様が固まる約6か月前までに情報提供が可能。
- 新たな通信規格の採用等、大きな変化点がある場合は、技術連絡会等の場で事前に周知・調整を行う。

(5) 情報提供先

- 情報提供先は自機工・機工協とする。

5. Android版特定DTC照会アプリ

機構においてAndroid版アプリの開発を進め、最短で今年10月のリリースを予定している。

対応機器の認定試験はアプリのリリース後となる。

(凡例)

自機工：日本自動車機械器具工業会

機工協：日本自動車機械工具協会

機構：自動車技術総合機構